

比較法学の素材としての国歌

一 国歌と法

国歌と法の関わりというと、「君が代」は法的な意味でわが国の国歌であるか、もしそうだとすると現行憲法の下でなお国歌とするにふさわしいかという周知の論争（以後「君が代問題」と呼ぶ）がまっさきに想起されるが、それはひとまずおいておこう。

国歌は、「憲法付属的的制度」あるいは「憲法関係の制度」であると言われる（奥平康弘）。しかし、その理論的位置づけや国際比較を、法学（憲法学）の立場からおこなう研究は少ない。わが国の憲法には国歌規定はないし、また、憲法や法律にはっきり根拠規定がある国の場合でも、歌詞内容自体に法規範（裁判規範）としての強

青 木 人 志

制力があるわけではないので、法解釈学を中心とする伝統的な法学が、国歌をとりたてて議論の対象としてこなかったのはもっともなことである。さらにわが国の場合、デリケートな「君が代問題」の存在が、国歌一般についての自由な議論を妨げていることも否定できない。国歌を論じた文献に、「君が代問題」につき旗幟鮮明なものが多いのも、それと表裏をなす現象である。このような状況下、あえて国歌の問題を、しかも、法学の立場から論じようとするのは、労多くして功少ない企てにすぎないのだろうか。

しかし、たとえば、法文化 (Legal culture) 研究に積極的に取り組んできた千葉正士氏は、「法とシンボル」という問題の重要性をいち早く指摘し、国歌（より一般

的には音)は、一定の信号・旗・記章・色・形などと同様に法的なサイン(特定の法の意味を伝達するシンボル)であって、法文化論の射程にとりこむべきことをつとに示唆している。

本稿は、このような先学の指摘に励まされつつ、「君が代問題」とはまた違った次元で、そして、それについての立場とは関わりなく、「国歌の比較法学」とでも称すべき、興味深い領域を開拓しうる可能性があることを、具体的な素材に即して示すことを目標とする。もちろん、そこから得られるであろう知見は、「君が代問題」を論じる際の資料となりうるが、それは「君が代」にとつて有利にも不利にも援用されうる性質のものとなるはずである。

では、節をあらためて、さっそく検討をはじめますが、もとよりこの小論ではすべての国の国歌を対象とするわけにはいかないし、また、その準備もないので、ここでは西アフリカおよび中央アフリカのフランス語圏諸国の国歌を素材として、議論をすすめることにする。数ある国歌のうちから、あえて、これらの諸国を取り上げるのは、①国歌や憲法が公用語のフランス語で書かれていて

理解が容易である、②国歌に共通の特色があって集合体として観察するのに適している、という二つの理由にくわえ、のちに詳しく述べるように、これらの国々では、③国歌が憲法上に明記されているうえ、④国歌に「国民」(ネイション)の創出および統合という、重要な実質的機能が期待されているからである。法が「言語による社会統合(social integration)の技術」(碧海純一)だとすると、これらの国歌は、形式的にも実質的にも、「法的な」性質を強く帯びているといえるだろう。

二 国歌規定の法系論

国歌を素材とする比較法学の課題としてまず考えられるのは、国歌の決め方、あるいは法的な規定形式の違いを類型的に分類し、その系譜のないし法族(法圏)的な位置付けをおこなうことである。法系論(法族論・法圏論)が、比較法学固有の課題のひとつであることは、すでに広く承認されている。

各国の国歌の規定形式は区々であるが、大きく分けると、①憲法や法律に規定をもつ国、②憲法や法律以外の方法で国歌を定めている国、③慣行にもとづく国の三種

(81) 比較法学の素材としての国歌

類に分かれる⁽³⁾。では、問題のフランス語圏アフリカ諸国はどうか。具体的にみてみよう⁽⁴⁾。

まずは、西アフリカ地域から。

①セネガル共和国 「法律は共和国の国璽と国歌を定める」(憲法第一条、一九九四年現在)

②マリ共和国 「国歌は『ル・マリ』(Le Mali)である」(憲法第一条・一九九一年憲法草案第二五条、一九九三年現在)

③ギニア共和国 「国歌は『リベルテ』(Liberté)である」(憲法第一条、一九九三年現在。なおこの国歌は曲だけで歌詞はない。)

④コート・ジボワール共和国 「国歌は『ラビジャネーヌ』(l'Abidjanaise)である」(憲法第一条、一九九四年現在)

⑤ブルキナ・ファソ 「国歌は『ル・ディタニー』(le Dytanie)である」(憲法第三四条、一九九二年現在)

⑥ベニン共和国 「共和国の歌は『ロブ・ヌーベル』(l'Aube Nouvelle)である」(憲法第一条、一九九三年現在)

⑦ニジェール共和国 「共和国の歌は『ラ・ニジェリエンス』(la Nigérienne)である」(憲法第一条、一九九四年現在)

⑧トーゴ共和国 「国歌は『テール・ドゥ・ノ・ザイユ』(Terre de nos aïeux)である」(憲法第三条、一九九四年現在)

つづいて中央アフリカのフランス語圏諸国はどうか。

⑨カメルーン共和国 「国歌は『オー・カメルーン・ベルノー・ドゥ・ノ・ザンセートル』(O Cameroun, berceau de nos ancêtres)である」(憲法第一条、一九八七年現在)

⑩チャド共和国 「国歌は『ラ・チャディエンヌ』(la Tchadienne)である」(憲法第三条、一九九五年現在)

⑪中央アフリカ共和国 「共和国の歌は『ラ・ルネッサンス』(la Renaissance)である」(憲法第一七条、一九九五年現在)

⑫ガボン共和国 「国歌は『ラ・コンコルド』(la Concorde)である」(憲法第二条、一九九三年現在)

⑬コンゴ共和国 「国歌は『ラ・コンゴレーズ』(la Congolaise)である」(憲法第三条、一九九三年現在)

このように、右にとりあげたフランス語圏アフリカ諸国は、例外なく憲法の冒頭近くに国歌規定をもっており、しかも、セネガルをのぞく各国の規定は、具体的に曲名まで指定していることが注目される。

ここで想起されるのは、旧宗主国であるフランスの一九五八年憲法(いわゆる「ド・ゴール憲法」)である。同憲法第一章は「主権」と題され、その第二条のなかに「国旗は青、白、赤の三色旗である。国歌は『ラ・マルセイエーズ』である。共和国の標語は『自由、平等、博愛』である」という規定がある。

じつは、アフリカの旧フランス植民地諸国の憲法は、冒頭部分に国歌のみならず、国旗や国の標語をならべて規定するフランス憲法的方式を、忠実に受け継いでいるのである。ちなみに、国歌とならんで、それぞれの憲法中に規定されている国の標語にはどのようなものがあるかという点、「一つの国民、一つの目標、一つの信条」(マリおよびセネガル)、「統一、労働、進歩」(チャドおよびコンゴ)、「統一、規律、労働」(コート・ジボワール)、「労働、正義、連帯」(ギニア)、「博愛、正義、労働」(ベニン)、「統一、労働、正義」(ガボン)、「平和、

労働、祖国」(カメルーン)、「労働、自由、祖国」(トーゴ)、「博愛、労働、正義」(ニジェール)、「統一、尊厳、労働」(中央アフリカ)と、これまた、フランスとよく似た形式の標語が採用されている。ブルキナ・ファソだけはやや変わっていて、「祖国が死か、われら打ち勝たん!」(La Patrie ou La Mort, Nous vaincrons!)というものである(ただし、同国がオート・ヴォルタと称した、一九八四年以前の憲法では「統一、労働、正義」となっていた)。このように、「統一」と「労働」そして「祖国」が、しばしば標語に採用されているのが、これらの諸国の特徴である。

国旗、国歌、標語という国のシンボル規定のみならず、フランス語圏アフリカ諸国の憲法は、フランスの一九五八年憲法の刻印が全体的に顕著なものが多い。ここではセネガルの例だけを挙げると、一九九四年現在のセネガル憲法の章立ては、①前文、②国家および主権、③政治的自由および人身の自由、④共和国大統領および政府、⑤国民議会、⑥執行権と立法権の関係、⑦国際条約及び協定、⑧司法権、⑨高等法院、⑩経済社会評議会、⑪改正、⑫経過規定という順序であり、全九二条からなる。

一方、フランスの一九五八年憲法の章立ては、①前文、②主権、③大統領、④政府、⑤国会、⑥国会と政府の關係、⑦國際条約および協定、⑧憲法院、⑨司法権、⑩高等法院、⑪經濟社会評議會、⑫地方公共団体、⑬共同体、⑭提携協定、⑮改正、⑯経過規定という順で、やはり全体の条文数は九二条となっており、この憲法がセネガル憲法の構造を決定づけたことは一見して明らかである。

仏語圏アフリカ諸国憲法とフランス一九五八年憲法との全般的な比較や、アフリカ憲法の一般的特質の抽出は、すでに中原精一氏がおこなっている⁽⁵⁾ので、本稿ではこれ以上深入りしないことにするが、模倣憲法といわれるこれらのアフリカ憲法をひとつひとつ丹念にあたつていくと、「それぞれに個性的な部分を発見することができる」という氏の指摘は、国歌についてもまたあてはまるだろう。つまり、国歌の規定形式はフランス憲法の模倣であっても、そこにはなおアフリカ特有の「個性」があるにちがいない。

三 仏語圏アフリカ諸国の国歌の特質

ではいったい、そのような個性をどこに探すか。それ

には、大きく分けて三つの側面を検討する必要がある。第一は、当該国歌の成立事情や作詞・作曲者は誰かといった外部的な条件、第二は、当該国歌の歌詞の内容とその機能、そして、第三は、国歌定着のための方策と、国歌に対して国民が抱いている親近感・愛着度の強弱である。

最後の論点が実証的な研究方法によって説明されると、いわゆる「多元的法体制論」(リーガル・プルーラリズム)の立場から、国家法(公式法)と民衆法(非公式法)の距離を測定するための指標のひとつが得られると同時に、国民統合手段としての当該国歌の有効性も推測することができる⁽⁷⁾。アフリカ旧植民地諸国の国境線が、エスニック・グループ固有の境界とは一致しないことを考えると、この問題はとりわけ重要な研究課題になるはずであるが、それは、残念ながら現在のわたくしの手にあまる課題であるといわざるをえない。したがって、本稿では、問題の指摘にとどめ、さしあたり、最初の二つの課題を解明することを目標としたい。なお、両者は密接に関連するので、以下では二つの課題をあえて分けず、統一的に考察をすすめることにする。

①為政者がその理想を謳う国歌(セネガルと中央アフリカ)

仏語圏アフリカ諸国の現在の国歌は、「アフリカの年」といわれた一九六〇年もしくはその直後に制定されたものが多い。「建国の父」ともいうべき政治家がみずから作詞し、建国の理想を謳っている例もある。ここでは、まず、セネガルの国歌を取り上げる。この国歌は、一九六〇年の独立時に採択されている。

作詞者は、セネガルの初代大統領で、一九八〇年に引退するまで二〇年間にわたりその職にあったレオポルド・セダール・サンゴール(Léopold Sédar Senghor)作曲者はフランス海外科学技術研究所(ORSTOM)の民俗音楽学者エルベール・ペッパー(Herbert Pepper)である。

一九〇六年生まれのサンゴールは、セネガルのセレール族の出身で、一九二八年、ダカールのリセを卒業したフランス人やクレオールの子弟のなかのたったひとり⁽⁹⁾の現地人でありながら、各科目の最優等賞を独占するというその秀才ぶりは、すぐに西アフリカの「伝説」となった。同年、奨学金を得て渡仏、いったんはソルボンヌ

に入学したが、そこからパリの名門ルイ・ル・グラン高等中学の高等師範学校(エコール・ノルマル・スユベリール)受験準備学級に編入した。「カーニユ」と呼ばれるこの学級には、のちの共和国大統領ジョルジュ・ポンピドゥーをはじめとする一流の知性がひしめき、彼の思想形成に深い影響を与えることになる。その後、再びソルボンヌに進んだサンゴールは、一九三五年、アフリカ黒人としては初めてのアグレガシオン(大学教授資格)試験合格者となり、トゥールとパリのリセで、ラテン語とフランス語の教鞭をとる一方、マルチニク出身の詩人エメ・セセルらとともに、いわゆる「ネグリチュード」(négritude)の概念を提唱し、黒人性を肯定的に称揚する詩作・評論活動を始めることになる。

一九三七年、仏領西アフリカ(AOF)総督の招きに応じて帰国したこの伝説的秀才は、軍隊の榮譽礼をもって迎えられたという。その際、サンゴールは、AOFの教育行政を任せたいという総督の要請を固辞しているが、のち、第二次大戦後ド・ゴールによって、第四共和制における植民地の代表権問題を検討する委員会の委員に任命されたのを手始めに、憲法制定議会のセネガル社会党

選出議員(一九四五年)、セネガル民主同盟結成(四八年)、第二次エドガー・フォール内閣の内閣総理庁長官(五五年)、マリ連邦議会議長(五九年)、セネガル大統領(六〇年)という政治家としての華やかな経歴を重ねることになる。⁽¹⁰⁾

一方、その間、詩人・思想家としてのサンゴールも相変わらず健在で、詩集『闇のうた』(*Chants d'ombre* 1945)、『黒い聖体パン』(*Hoshies noires* 1948)、『エチオピア人』(*Ethiopiennes* 1956)、『ノクチャルヌ』(*Nokturnes* 1962)、『評論集『自由』(*Liberté* 全四巻)をはじめ、多数の著作を発表し、現在に至っている。比較的近年の著作としては、『私の信念』(*Ce que je crois* 1988)がある。文人としての彼の名声も、また噴々たるものがあり、アポリネール賞(一九七四年)をはじめとする数多くの賞を受賞する一方で、一九八三年には、アカデミー・フランセーズの一員に選出されている。

以下、セネガル国歌の試訳(サンゴールの原詩は本稿末に掲げる)を示す。⁽¹¹⁾ 訳出の際には逐語的な正確さを最重視した。

〔試訳〕

一、あらんかぎりのコーラを鳴らせ
バラフォンを叩け
赤いライオンが吼え

ブッシュの主はひらりと跳び出し
闇を晴らした
われらの恐怖に光を
われらの希望に太陽を
立て 同胞よ 集いしアフリカ
ここにあり
(コーラス)

緑なすわが心の琴糸たちよ 肩を組みあい
かけがえなきわが同胞 おお セネガル人よ
立
て!

海と泉を一つにしよう 草原と森を一つにしよう
母なるアフリカに栄えあれ

二、セネガル 汝 そのライオンの叫びの子

汝 駿馬の脚もて 闇から現れし者よ

取り戻せ おお 取り戻せ われらの祖先の名譽を

黒檀のごとく輝き 筋肉のごとく強く

そして正しきわれらが祖先 — 剣には汚れひとつ

ない

(コーラス)

三、セネガル 汝の大きいなる意図を わがものとせん

雛鶏を集め 鳶からまもり

東から西まで 北から南まで

鍛えられし一つの国民 縫い目なき一つの国民でありながら

世界のすべての風に 向きあう国民を育てよう

(コーラス)

四、セネガル 汝のごとく われらのすべての英雄のごとく

われらは憎まず 強く そして両腕を開いていよう

剣は 平和の鞘におさめよう

労働こそが われらの武器 そして言葉だから

バンツールは兄弟 アラブも 白人も

(コーラス)

五、だが もし敵がわれらの国境に火を放ったら

われらはみな立ち上がり 手に手に武器をもつだろう

あらゆる不幸と闘う信念をもつ 一つの国民として

老いも若きも 男も女も

死か しかり! われらは言う 死と だが辱めは

受けぬ

(コーラス)

第一節では、「コーラ」「バラフォン」「ライオン」「ブッシュ」といった「母なるアフリカ」に固有の要素が歌

われると同時に、「集いしアフリカ」が讃えられる。コ

ーラとバラフォンは、サンゴールにとって特別の意味がある楽器であって、彼の詩集『エチオピア人』には、これらの楽器のために書かれた詩が多数収められている。

サンゴール自身の語るところによれば、「私はまずなによりもわが民のために詩を書くのである。そして、わが

民は、コーラがハープではなく、バラフォンがピアノではないことを知っている」⁽¹³⁾。「ライオン」は、セネガルの

国章のなかにバオバブの木とともに図案化されており、第一節とコーラス部分で歌われている「赤」と「緑」は、

国旗・国章に使われているナショナル・カラーでもある。さらに、コーラス部分では、「セネガル人」たちに、国

土の統一を呼び掛け、第二節では、「黒檀のごとく」輝き、「筋肉のごとく」強く、そして公正であった祖先の名譽回復が訴えられる。もちろんその背後にあるのは、

反植民地主義の思想であって、「黒檀」「筋肉」という譬

えには、サンゴールのネグリチュード思想がよくあらわ

れている。第三節、第四節では、「国民創出」(ネイション・ビルディング)の必要性を歌いつつ、それが偏狭なナシヨナリズムに墮さず、「世界のすべての風に向かう」、「開かれた」国民となるよう訴える。人類の最終的発展段階においては、「世界文明」時代ともいふべき共生(コミュニオン)の段階が待っていて、そこでは、人種、ナシヨナリズム、宗教にもとづく争いは一切消滅するはずだというのが、サンゴールの歴史観である。「ネグリチュードから世界文明へ」という、彼の思想を貫く重要なモチーフが、セネガル国歌には如実に反映しているといえよう。⁽¹⁴⁾しかし、これはあくまでも遠い未来の理想である。第五節では一転して、厳しい現実に引き戻され、国家のために死も辞さぬ愛国心が称揚されている。

セネガル国歌の特質として、為政者自身の作詞、アフリカの個性(ネグリチュード)の強調、アフリカの統一(パン・アフリカニズム)、祖先の復権(反植民地主義)、他民族との共生、愛国心の高揚、といった要素が抽出できるが、このうち、とくに、反植民地主義と祖先の復権、アフリカの個性の肯定的強調、そしてアフリカの統一というモチーフは、仏語圏アフリカ諸国の国歌に、頻繁に

現れるテーマなのである。

たとえば、つぎに、中央アフリカの国歌をみよう。国歌の題名は『ラ・ルネッサンス』、まさに、アフリカの「再生」を謳ったものである。作詞者は、中央アフリカの「建国の父」と称されるバルテレミ・ボガンダ(Barthélemy Boganda)、作曲者は、セネガル国歌と同じくエルベール・ベッパである。ボカンダは、中央アフリカがフランス共同体内部に留まっていた時代の自治政府初代首相で、一九五九年、完全独立を待たずして飛行機事故で死亡したが、彼の作詞した国歌は、六〇年八月三日の完全独立に先立つ五月二五日、国民議会での国歌として採択された。では、その歌詞はどのようなものであったか。(紙幅の関係上、以下引用する諸国歌については原歌詞を割愛し試訳のみを示す。)

おお 中央アフリカ おお バンツリーの揺籃／汝の尊敬への権利 生命への権利を取り戻せ／みなに長らく抑圧され 蹂躪されてきた権利を取り戻せ／しかしこの日から 庄政は敗れ／労働と秩序と尊厳のなかに／汝は権利と統一を取り戻す／そしてこの新しい一步を踏み出すた

めに／祖先の声が われらを呼んでいる／秩序と威厳をもつて仕事につけ／法をまもり統一のうちに仕事につけ／貧困と圧政をうち破り／祖国の旗を振りかざせ

この歌詞は、セネガルの国歌と比べ、反植民地主義の思想が、より強く打ち出されている。自らの権利が、「みなに長らく抑圧され、蹂躪されてきた」(Longtemps soumis, longtemps brimé par tous) と歌い、これまでの政治を「圧政」(tyrannie) と規定するところに、それはとくに顕著である。

ただし、多くのアフリカ諸国同様、独立時に国歌に込められた願いとうらはらに、中央アフリカの前途は、けっして平坦なものではなかった。完全独立達成時の初代大統領兼首相ダッコは、一九六四年の総選挙で任期七年の大統領に就任したが、六六年一月一日、ボカサ大佐の軍事クーデタにより追放される。ボカサはその後、七二年に終身大統領に就任、さらには、七六年にみずから「皇帝」を名乗り、国名も「中央アフリカ帝国」と変更した。翌七七年には、国家予算の三分の一をつぎこんで、「ボカサ一世」の戴冠式を盛大に挙行するなど、独裁的

支配体制をしく。七六年一月に成立した帝国憲法では、皇帝を「民族統合の象徴」と定め(第四条)、君主制は憲法改正の対象とならないことを明記している(第六一条)。七九年にいたって、皇帝の関与により多数の児童が獄死したことが明るみに出て内外の非難が高まり、フランスも軍事援助を停止、ついに無血クーデタでダッコ政権が復活し、ボカサはコート・ジボワールに亡命した。その後、再び軍事政権が発足するなど不安定な政治状況を経て、八六年の憲法でようやく民政に移行した。そして、九五年一月の憲法の前文の中に、建国の父であるボガンダの思想にもとづき人間の尊厳を保障すべきことが銘記された。

このような体制の目まぐるしい変転のなかでも、ボガンダ作詞の国歌は、ついに変更されることがなかった。憲法自体が停止されていた時期があり、また、アフリカの憲法の多くは「名目的」なものにすぎないといわれるが、一九六〇年に公布施行された憲法で、「国歌は『ラ・ルネッサンス』である」(第三条)と規定されて以来、ボカサ時代の帝国憲法においても(第三条)、最近の九五年憲法においても(第一七条)、一貫してそれが

国歌とされている。ここから、「ラ・ルネッサンス」の国民への定着度を云々することはもちろんできないけれども、少なくとも憲法の条文すなわち公式法(国家法)のレベルでは、定着度が高い国歌であることが確認できる。

このことは、「植民地時代に抑圧されたアフリカの尊厳の再生」というモチーフが、独立後四〇年近く経ったいまなお、憲法の条文レベルでは、国民統合のための基本的な価値(または手段)とされていることを物語る。

そして、それは、「この古き大陸の心を若返らせる」と(第一節)や、子孫に「祖先のあらゆる徳を見いだす」こと(第二節)を願うニジェールの国歌にも、「祖先の夢見た幸福な時代がわれらに訪れる」こと歌う(第二節)ガボンの国歌にも、「見守っている祖先に忠実であれ」と歌うチャドの国歌にも、第一節の冒頭で、勇敢な祖先の戦いぶりを讃えるベニンの国歌にも、「われらが祖先の揺籃の地、カメルーンよ、行け、立ち上がれ、そして自由を守れ」と始まるカメルーンの国歌にも、「太陽が昇りわれらのコンゴが再び輝く」(第一節)と歌うコンゴの国歌にも、等しくいえることなのである。

②変転する国歌(ブルキナ・ファソ、コンゴ、トーゴ)
一方、政治体制の変化などによって、国歌に変更が加えられる例もある。

小さな変更の例としては、ダホメがベニンと改称した一九七九年一月三〇日、その国歌「ローブ・ヌーヴェル」(「あたらしい夜明け」一九六〇年七月三〇日国歌に制定)の「ダホメ」という箇所が、「ベニン」に変えられた例や、歌詞の一部を変更したカメルーンの例がある。カメルーンの国歌は、アフリカの国歌としては珍しいことに、独立以前の一九二八年にできており、同地に派遣されていたアメリカ長老派教会使節の師範学校の生徒が作詞作曲したものである。それが、四八年、非公式の国民歌に採択され、五七年五月一〇日に正式な国歌になったものであるが、問題の箇所は、第一節のなかにある。採択当時の歌詞が、「未開状態(Barbarie)であった」カメルーンが、「少しづつ野蛮(Sauvagerie)を脱してきた」と歌っていた部分を、七八年になって、自由と国旗を讃える言葉に置き換えたのである。当初の歌詞が、国民を鼓舞する国歌として、たえがなくなったのはもともなことである。

しかし、これらの小さな変更にとどまらず、国歌が全面的に取り替えられてしまうという例が、ブルキナ・ファソ、コンゴ、そしてトーゴに見られる。

まずは、ブルキナ・ファソの例である。ブルキナ・ファソは、もともとオート・ヴォルタと称していたが、一九八三年八月四日、サンカラのクーデタにより急進社会主義路線に転換し、国名もブルキナ・ファソと改め、四年八月三日、あたらしい国歌が採択された。その国歌は、サンカラ自身の作詞になるとされ、四節からなる長いものである。その内容は、冒頭、「新植民地主義とその手先」に対する戦いのなか、「勇敢な人民」が鍛え上げられたことが歌われ、さらには、「一夜にして人民を幸福の地平への勝利の歩みに向け、一夜にして世界中の人民とわが人民を和解させた」(コーラス部分) 革命の、「八月四日」という具体的な日付を讃えている(第二節)。

それ以前のオート・ヴォルタの国歌は、「わが父祖の誇り高きヴォルタよ……汝をわれらはより強く、より美しくしよう」(第一節)と歌うものであったが、それによって変わって、ほんの一年前におこったサンカラのクーデタ(第四節では「人民革命」と称している)がここ

では記念されているわけである。

しかし、サンカラ政権もまた束の間であった。八七年十月には、コンバオレがさらにクーデタをおこし、サンカラは射殺された。現在の「ル・ディタニー」という国歌が、憲法規定に登場するのは、わたくしの確認しえたかぎりでは、八八年三月の「人民戦線規定」以降のことである。これは、サンカラ政権が倒れた後ということになるが、この「ル・ディタニー」と、サンカラ作詞の国歌との異同は確認できなかった⁽¹⁵⁾。

第二の例はコンゴである。コンゴの場合、一九六二年に採択された「ラ・コンゴレーズ」という国歌が、六九年にいったん「レ・トロワ・グロリウーズ」(Les Trois Gloires)に変更され、さらに九一年六月一〇日になって、もとの「ラ・コンゴレーズ」に戻るといふ経過をたどった。憲法規定のレベルでいうと、六三年のコンゴ共和国憲法第一条で、「ラ・コンゴレーズ」が国歌と定められていたものが、七九年のコンゴ人民共和国憲法第六条においては、「レ・トロワ・グロリウーズ」が国歌とされた(六九年の人民共和国憲法には国歌規定はない)。九一年以降は「ラ・コンゴレーズ」が復活したた

め、九二年のコンゴ共和国憲法第二条においては、再び同曲が国歌として規定されている。コンゴ共和国↓コンゴ人民共和国↓コンゴ共和国という、体制(国名)の変遷に、国歌の変遷がともなっているわけである。「ラ・コンゴレーズ」は、こう歌う。

この日太陽が昇り／そしてわれらのコンゴは再び輝く／
長き夜は明け／大いなる幸福が訪れる／皆の者酔って歌おう自由の歌を／コンゴ人よ いたるところで誇りを
もって立ち上がれ／わが国家の統一を宣言しよう／われらを引き裂くものを忘れ かつてないほど団結しよう／
われらの標語のために生きよう／統一 労働 進歩！
(第二節以下略)

これは、さきに見たアフリカ国歌の典型的特徴を備えている。しかるに、「レ・トロワ・グロリウーズ」はどうか。そもそも、その題名は何を意味するか。これは、「栄光の三日間」とでも訳すべきで、具体的には、コンゴ国内で大規模なストライキがおこなわれ、その後の社会主義路線が決定づけられる契機になった、一九六三年

八月一三日、一四日、一五日の三日間を指す。六八年、軍事クーデタによって政権についたヌグアビは、マルクスレーニン主義にもとづく一党支配体制をしき、七〇年に国名を「コンゴ人民共和国」と変更した。そしてその歴史的起源が、六三年の「栄光の三日間」に遡ると理解されているわけである。

起て 勇敢な祖国よ／汝 栄光の三日間のうちに／旗を取り 担う者よ／自由で新しいコンゴのために／(自由で新しいコンゴは) 決してあやまたず／なんびとにも脅かされぬだろう／われらはわれらの鎖を切った／われらは至高の国民(Nation)なり／(第二節略)／ここに祖国は始まる／そこではひとりひとりがみな同じ価値／われらの唯一の導き手は人民／われらの守り神もまた人民／人民のみが その尊厳を取り戻さんと決意した

この歌の国歌採択が六九年だということは、当時から数えて六年前の出来事を記念する歌であり、その内容はマルクスレーニン主義にもとづく社会主義国家にふさわしく、「人民」(Peuple)を強調するものであった。

しかし、「栄光の三日間」も「人民」も、九〇年代に入り、国歌のモチーフとしてはついに放棄され、国名が「コンゴ共和国」と旧に復したのにあわせ、「ラ・コンゴレーズ」が復活した。

「ラ・コンゴレーズ」を再び国歌として掲げる九二年のコンゴ共和国憲法前文には、「政治的不寛容と政治的暴力は祖国を深く悲しませ、コンゴ国家を構成する諸共同体間の憎悪を育て、それを増幅した。コンゴの政治史にはクーデタだけが権力を掌握する唯一の手段として記録され、真に民主主義的な生活への希望を打ち砕いてきた」という、苦い反省の言葉が綴られている。

第三の例は、トーゴである。この国のケースも、ほとんどコンゴと同じである。すなわち、独立時に、トーゴの作曲家たちのコンペティションによって「ラ・テール・ドゥ・ノ・ザイユ」(「わが父祖の地」という曲が、国歌に採択され、一九六一年のトーゴ共和国憲法第二条にその旨明記されたが、七九年に単一政党「トーゴ人民連合」(Rassemblement du Peuple Togolais, R.P.T.)の作詞による新しい国歌が採択された。その内容は、「国家統一」を妨げる悪しき魂を遠ざけよう/それは帝国

主義だとして闘おう(第一節)「一九六九年八月三〇日の歴史的宣言を忘れまい」(第二節)「アフリカの統一を妨げる悪しき魂を退けよう/それは帝国主義だとして退けよう」(第三節)と歌う。ここでもやはり、トーゴ人民連合が成立した六九年八月の具体的な日付が歌われている。しかし、二で述べたように、九四年現在の憲法には、国歌は、「ラ・テール・ドゥ・ノ・ザイユ」である⁽¹⁶⁾と規定されているので、トーゴ人民連合作詞の歌は、もはや国歌とされていないようである。

四 「国歌の比較法学」の可能性

二、三では、アフリカの仏語圏諸国の国歌の法規定形式上の特質とその法的位置づけ、さらには、それら国歌の内容上の特質を浮彫りにした。すなわち、規定形式の面では、フランス法の影響下、憲法に国歌が明記されていることが明らかに、内容面では、植民地支配を排し先祖の名誉と栄光を回復するという独立時以来のモチーフが一貫して歌われており、一時は有力になった人民革命のモチーフも、それを凌駕するにいたらなかったことが判明した。言語も宗教もエスニック・グループ

も多元的で統一の基盤とならず、かといって社会主義イデオロギーも十分な国民統合力を発揮できず、結局、植民地支配の経験という負の遺産をネイション・ビルディングの支柱とせざるをえないアフリカ諸国の複雑な事情が、国歌の分析から垣間みえる。⁽¹⁷⁾

それでは、このような知見を、今後どのように活用していったらいいのか。若干の構想を述べて結論に代えた⁽¹⁸⁾い。

本稿が対象としたのは、仏語圏アフリカの諸国にかざられ、それら諸国間の比較はともかく、他の地域との比較は一切できなかった。「国歌の比較法学」を今後発展させていくとすれば、他の地域についても同様の分析をおこない、そしてそれを本稿の結論と比較する必要がある。

たとえば、同じアフリカ諸国のうち、かつてイギリスの植民地だった地域の国歌規定およびその歌詞内容との異同はどうか。さらにはアフリカ諸国に遅れて、英連邦内での独立を相次いで達成したカリブ海の島嶼国家の国歌はアフリカ諸国とどうちがうのか。同じ島国でもオセアニア地域諸国にはどのような特質があるのか。はたまた

た、かつてソビエト連邦内にあった国々の国歌は、国民を統合する価値として何を歌っているのか。さまざまな検討課題が浮かんでくる。

最初に述べたように、国歌の規定形式のみならず、その歌詞までを比較法学の対象とするのは、かなり突飛な企てであることは承知している。しかし、オリンピックの例をもちだすまでもなく、国歌・国旗などの諸シンボルは、あんがい強力な国民統合機能を果たすこともまた否定できないので、あえて、未熟な試論を提示してみた。

(1) 国歌の法的位置づけを論じる文献として、奥平康弘「国歌・国旗・元号」杉原泰雄他編『憲法学6』一八一頁、同「国歌、国旗、元号」ジュリスト増刊『憲法の争点』二一頁があり、国際比較をした文献としては、「世界各国の国歌のきめ方」『国立国会図書館月報』二〇二号二二頁、教科書問題を考える市民の会『世界の国旗と国歌』（岩波ブックレット）、所功『国旗・国歌の常識』（東京堂出版）、『季刊教育法』五八号（日の丸・君が代）特集）所収の諸論文などがある。

(2) 千葉正士「法と文化Ⅳ法のシンボル」『法律時報』五〇巻二号八四頁。この立場からは、国歌の音楽的分析も課題となりうる。

- (3) 前掲「世界各国の国歌のきめ方」の分類による。
- (4) 本稿におけるアフリカ諸国憲法の規定は、その文献を典拠とした。①Blaustein and Flanz, *Constitutions of the Countries of the World*, Oceana Publications, New York ②Reynijens, *Constitutions Africain*, Bruyant, Bruxelles ③浦野起央・西修編著『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』第八巻(憲法資料アフリカII)。
- (5) 中原精一『アフリカ憲法の研究』(一九九六年)とくに一五頁以下。
- (6) 中原精一・前掲書一三八頁。
- (7) 「多元的法体制論」については、さしあたり、Griffiths, "What is Legal Pluralism?", *Journal of Legal Pluralism*, 1986, n. 24, pp. 1-55を参照せよ。
- (8) 民俗音楽研究者としてのペッパーは、一九六〇年にマン族(ガボン)の叙事詩朗唱を記録して『Pepper, *Un Muet de ZWÉ NGUÉMA*, Paris, 1972)。
- (9) Shattuck and Ka, "Born Again African", *The New York Review of Books*, Dec. 20, 1990, p. 11.
- (10) 日本セネガル友好協会編(恒川邦夫・菅波和子訳)『レオポルド・セダール・サンゴール詩集』(一九七九年)所収の、恒川邦夫「レオポルド・セダール・サンゴール小伝」による。なお、サンゴールの詳しい伝記については, Millcent et Sordet, *Léopold Sédar Senghor et la Naissance de l'Afrique Moderne*, 1969, Edition Seghers, Paris 及び
- de Vaillant, *Black and African: A Life of Léopold Sédar Senghor*, 1990, Harvard Univ. Press がある。後者は未見であるが、前注(9)の文献はその書評である。
- (11) 本稿で取り上げる国歌の歌詞はすべて Reed and Bristow, *National Anthems of the World* (London) の第三版(一九六九年)、第七版(一九七八年)、第八版(一九九三年)を典拠としている。万一、引用に誤りがあった場合には、関係各位に深くお詫び申し上げ、あわせて御海容を乞いたい。なお、本文中で紹介するセネガル国歌は、セネガル国営ラジオの放送終了時に毎日流され、回国における作詞者サンゴールの人氣も高いという。昨一九九六年には、サンゴールの卒寿を祝う各種イベントがセネガル国内で執り行われ、首都ダカールの空港の名称が「L・S・サンゴール国際空港」と改称されたことである。
- (12) 「ゴラ」は、フクベを半切にして皮を張った共鳴胴に棹をつけた西アフリカの代表的撥弦楽器で、ハーブ・リートの一種。「バラフォン」は、おなじく西アフリカの木琴の一種。
- (13) Senghor, *Œuvre Poétique* (Editions du Seuil, 1990) の裏表紙に引用されている言葉。
- (14) Skurnik, "Léopold Sédar Senghor and African Socialism", *The Journal of Modern African Studies*, vol. 3, no. 3 (1965), p. 363. また、サンゴール(高田勇・土屋哲訳)「ネグリチュードとヒューマニズム」『世界』四〇四号(一九七九年七月)二八一頁以下を参照せよ。

(15) わたくしが典拠とした、注(11)の文献の最新版(八版、一九九三年)には、サンカラ作詞の歌が相変わず掲載されている。

(16) 注(11)の文献の最新版は、七九年に採択された国歌を掲載しているが、憲法規定からみて誤りであろう。

(17) もちろん現実には、国ごとに国民(ネイション)意識の成熟度は異なり、たとえばセネガルでは国民の統合度が歴史的にみてとくに高いとの指摘もある(Sow Sidibé, *Le Pluralisme Juridique en Afrique*, L. G. D. J., Paris, 1991, pp. 220-222)。

〔付記〕 本稿は、一橋大学のゼミ生諸君(高島正伍、浜田真美、藤本幸二、結城堅太郎)および井出仁氏(元青年海外協力隊員)との議論に触発されたものである。資料収集にあたり、恒川邦夫、山口俊章、稲村和子、糠塚康江、菅野賢治の各氏の御協力を賜り、さらに恒川・山口西教授からは、セネガル国歌の翻訳についても有益な御助言をいただいた(ただし、ありうべき誤訳の責任はすべて青木にある)。皆様は厚くお礼申し上げます。

セネガル国歌(レオポルド・セザール・サンジュール作詞)

1. Pincez tous vos koras, frappez les balafons.
Le Lion rouge a rugi.
Le Drompleur de la brousse d'un bond s'est élancé
Dissipant les ténébrs.

Soleil sur nos terreurs, soleil sur nos espoirs.
Debout frère, voici l'Afrique rassemblée.
(Chorus)

Fibres de mon cœur vert,
Epaule contre épaule,
Mes plus que frères, O, Sénégalais, debout !
Unissons la mer et les sources,
Unissons la steppe et la forêt.
Salut Afrique mère.

2. Sénégal, toi le fils de l'écumé du Lion,
Toi surgi de la nuit au galop des chevaux,
Rends-nous, oh ! rend-nous l'honneur de nos Ancêtres,
Splendides comme ébène et forts comme le muscle
Nous disons droits—l'épée n'a pas une bavure.
(Chorus)

3. Sénégal, nous faisons nôtre ton grand dessin :
Rassembler les poussins à l'abri des milans
Pour en faire, de l'Est à l'Ouest, du Nord au Sud,
Dressé, un même peuple, un peuple sans couture
Mais un peuple tourné vers tous les vents du monde.
(Chorus)

4. Sénégal, comme toi, comme tous nos héros,
Nous serons durs sans haine et des deux bras ouverts.
L'épée, nous la mettrons dans la paix du fourreau,
Car le travail sera notre arme et la parole.

Le Bantou est un frère, et l'Arabe et le Blanc.

(Chorus)

5. Mais que si l'ennemi incendie nos frontières

Nous serons tous dressés et les armes au poing :

Un Peuple dans sa foi défiant tous les malheurs,

Les jeunes et les vieux, les hommes et les femmes.

La Mort, oui ! Nous disons la Mort, mais pas la honte.

(Chorus)

* Reed and Bristow, *National Anthems of the World* (8th ed., 1993) 124-49

(一橋大学助教授)